

＜事後審査型条件付一般競争入札の公告＞

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和7年7月8日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

1. 入札に付する事項

- (1)件 名 防災資機材搬送車購入
- (2)納品場所 逗子市桜山2丁目3番31号 逗子市消防本部
- (3)納 期 令和 9 年 3 月 31 日 まで
- (4)概 要
防災資機材搬送車を更新整備する。

2. 予 定 価 格 24,342,000 円（税抜）

3. 仕様書等の閲覧・入手方法及び期間

逗子市ホームページからのダウンロードによる

令和7年7月8日(火) から 令和7年7月23日(水) まで

4. 入札手続

この「条件付一般競争入札」は、かながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）によるものとし、執行は、電子入札運用基準に基づき行います。

5. 入札参加資格に関する事項

逗子市における令和7・8年度逗子市一般競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、公告日現在において、次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び逗子市財務規則(平成3年逗子市規則第6号)第122条の規定により、本市の入札参加制限を受けていないこと。
- (2) 令和7・8年度逗子市競争入札参加資格者名簿(物品「自動車」)に登録されていること。
- (3) 逗子市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置基準(平成18年4月1日施行)(以下「措置基準」という。)に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、逗子市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にない者であること。
- (5) 次の条件を満たすこと。
 - ・官公庁への同種物品の納入実績(元請)があること。

6. 入札参加申請及び質問書の受付及び期限

入札参加申請及び質問書の提出は、 令和7年7月15日(火) 午後 3時00分
までに、電子入札システムにより行ってください。質問書は逗子市ホームページよりダウンロードし、参加申請の際に添付して提出してください。質問がない場合には、質問書の添付は不要です。
※電子入札システム以外による参加申請及び質問書の提出は受付できません。

7. 入札方法等 電子入札システムによるものとし、執行は電子入札運用基準に基づき行います。

8. 内訳書の提出 無

9. 入札書提出締切日時 令和7年7月23日(水) 午後 5時00分

10. 入札(開札)の日時及び場所 令和7年7月24日(木) 午前 9時00分
逗子市役所 3階 管財契約課

入札(開札)の結果については、逗子市ホームページで公開しております。電子入札システム上では公開しておりませんので、逗子市ホームページで確認してください。

11. 入札参加資格の喪失

入札参加希望者が、入札日までに次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができません。

- (1) 「5. 入札参加資格に関する事項」のいずれかの条件(「公告日」とあるものを「入札日」と読み替えるものとする。)を欠いたとき。
- (2) 競争参加資格確認申請書等の提出書類について虚偽の記載をしたとき。

12. 入札の無効

「5. 入札参加資格に関する事項」に定める要件を備えない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等の提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札並びに逗子市財務規則第135条の規定により、次の入札は無効とします。

- (1) 入札書が入札書提出締切日時までに提出されないとき。
- (2) 電子入札システムによる方法以外で入札書を提出したとき。
ただし、電子入札運用基準に定められた紙入札は除く。
- (3) 予定価格を超えた入札額が記載されているとき。
- (4) その他法令及び逗子市財務規則又は市長の定める入札条件に違反したとき。

13. 契約の締結

本市においては事後審査型条件付一般競争入札を行っているので、落札候補者になった者が、申告書(「5. 入札参加資格に関する事項」にある条件を証する書類を添付)を提出し、審査で適格者と認められた場合に落札決定者となり、契約を締結します。

ただし、落札決定者であっても契約締結前に措置基準に基づく停止措置を受けた場合は契約は締結しません。

14. 入札保証金 免除

15. 契約保証金 免除

16. そ の 他 ・詳細は、入札説明書によります。
・入札参加者が無かった場合にはこの入札は中止となります。
・この契約は、逗子市議会の議決に付すべきものとなります。